

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う契約者貸付等の特別措置のご案内（更新）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。感染拡大の一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約について、以下の特別措置を実施します。

1. 契約者貸付利率の減免

新規の契約者貸付について、以下のとおり利息減免のお取扱いをさせていただきます。

< 1 > 対象契約者	契約者貸付が可能な個人保険・個人年金保険のご契約者（個人および法人） ※ただし、変額保険は除く
< 2 > 金利	年 0. 0%
< 3 > 受付期間	2020年3月16日以降、同年9月30日まで（受付期間を延長しています）
< 4 > 本利率の適用期間	2020年12月31日まで（適用期間を延長しています） ※2020年3月16日以降で、本運用開始前に契約者貸付を受けた契約に対しても減免は適用されます。 ※2020年3月16日より前の契約者貸付残高については通常の金利が適用されます。
< 5 > ご留意事項	ご契約者さまへ送付する通知物で契約者貸付関連の記載があるものなどは、通常の金利で計算作成されている場合があります。

2. 契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

契約者貸付は、ご契約によっては、ご契約者さま本人からのカスタマーセンターへの電話連絡により、ペーパーレスでの手続きができる場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください

<お客さまお問い合わせ窓口>

保険料の払込猶予期間延長について	0120-563-506
契約者貸付利率の減免について	0120-563-506
保険金・給付金等手続きの簡易取扱について	0120-528-170
受付時間：月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00 ※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。	

以上